機関名(任命権者)	山形県警察(山形県警察本部長)
評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	採用に関する目標 障害者雇用率:4.10% (令和5年6月1日現在) 【参考】法定雇用率:2.6% (令和5年4月現在) 定着に関する目標 常 勤:6か月定着率100%、1年定着率100% 非常勤:6か月定着率100%、1年定着率100%
取組内容の実施状況	障がい者の活躍を推進する体制整備
	 (組織面) ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第78条に規定する「障害者雇用推進者」として警務部長を選任した。 ○ 法第79条に規定する「障害者職業生活相談員」として警務部警務課人事係及び企画係の職員を選任した。(5名→6名に増員) (人材面)
	○ 障害者職業生活相談体制の充実を図るため、既に選任した職員以外の者が、厚生労働省山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。○ 障がい者に対する理解促進のため、警察学校初任科生を対象に、部外講師による手話の授業、知的発達障害の理解啓発授業を実施した。
	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○ 勤務環境の状況を把握し、改善につなげるため、障がい者である職員と面談を行った。
	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 (職場環境) ○ 入口に手すり付きスロープを備えた駐在所を新築した。 ○ 車椅子利用の来庁者が手続しやすいように、受付窓口にローテーブルを設置した。 ○ 節電のために1基運転としていたエレベーターを2基運転に変更するとともに、扉の開放時間を長くする調整を行った。 ○ インターホンを車椅子利用の来庁者が使いやすいように取付け位置を下方へ移動した。 ○ 障がい者等用の駐車看板を見やすいように改修した。 ○ 車椅子利用者駐車スペースの区画表示を塗り直し、認識しやすくした。 (働き方) ○ 勤務に関する制度として、障がい者である職員も実施可能とする在宅勤務制度、早出遅出勤務制度を継続した。
	その他 ○ 物品及び役務について、障がい者雇用推進事業主及び障がい者就労施設からの調達を図った。 ○ 令和11年度までを取組期間とする「障がい者活躍推進計画」を令和6年2月に新たに策定し、公表した。
「目標に対する達成 度」及び「取組内容 の実施状況」に対す る点検結果	実雇用率は法定雇用率を超えている状況にあり、任期途中での不本意な離職者が生じていない。 必要な体制及び環境の整備について、引き続き、適切な推進に 努める。